

神奈川県最低賃金改定等を求める意見書

政府は2017年6月9日「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び「未来投資戦略2017」について閣議決定を行った。

一方、連合における2018年春闘は、「底上げ、格差是正、大手追従・大手準拠からの脱却」をキーワードとして、5年連続で2%台の賃上げがなされ、金額・率ともに昨年同時期を上回っている。

また、昨年に引き続き中小企業における引き上げ額が大手企業の水準を超えており、「大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動」が定着し、着実に前進している。

2017年度の神奈川県最低賃金の水準は956円である。この水準を年収換算すると約199万円であり、いまだワーキングプアを解消できない水準である。また、2017連合リビングウェイジによれば、神奈川県で単身者が生活するには、時給1,080円以上が必要である。

経済の好循環を確かなものにするためには、GDPの60%を占める個人消費の拡大に向け、賃金の引き上げを、全ての労働者に適用される最低賃金にも波及させることが必要である。

加えて、2017年3月28日「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」の取り組みと連動させ、更なる取引条件の改善とともに、賃金引き上げと労働生産性向上を実現していくことが必要である。

よって、本市議会は、2018年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に関して、国に対して次の事項を求める。

- 1 経済の好循環の実現のため、早期に神奈川県最低賃金の諮問・改定を行うこと。
- 2 最低賃金引き上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援を強化すること。
 - (1) 国として実施している各施策における神奈川県での活用実績等、取り組み成果の見える化を図り、実効性を高めること。
 - (2) 公正な取引関係の確立に向け、為替変動・資材高騰・物価上昇などに伴うコスト増に対し、価格転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制の強化を図ること。
- 3 「働き方改革実行計画」の取り組みと連動させ、更なる取引条件の改善とともに、賃金引き上げと労働生産性向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月25日

内閣総理大臣
総務大臣 殿
厚生労働大臣
神奈川労働局長

座間市議会議長 京 免 康 彦